

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導
各種届出等について



1. 事業所指定に係る届出等

(1) 指定内容変更届

【届出が必要な事項】

- 事業所の名称・所在地・連絡先
- 申請者の名称・主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名・住所等
- 法人等の種類
- 登記事項証明書又は条例等 ※ 実施する事業に関するもの
- 共生型サービスの該当有無
- 事業所の平面図・設備の概要
- 利用定員
- 管理者・サービス管理（提供）責任者・相談支援専門員の氏名・住所等
- 運営規程

(次スライドへ続く)

1. 事業所指定に係る届出等

(1) 指定内容変更届

【届出が必要な事項（続き）】

- 協力（歯科）医療機関の名称・診療科名・契約内容
- 提携就労支援機関の名称
- 提供する障害福祉サービス等の種類
- 第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等
- 事業実施形態（事業所の種別等）
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態

【届出期限】

変更の日から 10 日以内

※定員増（変更指定申請が必要なサービスを除く）や建物の増改築、
事業実施場所の変更の場合は、**変更予定日（月の 1 日付け）の 1か月前まで**

1. 事業所指定に係る届出等

(2) 変更指定申請

【申請が必要なケース】

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用定員を増員させる場合

【申請期限】

変更予定日（月の1日付け）の1か月前

(3) 廃止・休止・再開届

【届出期限】

廃止・休止・再開の日の1か月前

※廃止・休止の場合は、利用者のサービス継続に支障がないよう必要な措置を講じていることを確認します。

※再開する場合は、人員配置等が指定基準を満たしているか等を確認します。

2. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出

(1) 新たに加算を算定する場合、算定する単位が増える場合

【届出の時期と適用開始日】

□ 届出が月の15日以前になされた場合 → 翌月1日から適用

□ 届出が月の16日以降になされた場合 → 翌々月1日から適用

(2) 加算が算定されなくなる場合、算定される単位数が減る場合

【届出の時期と適用開始日】

□ 速やかな届出が必要

→ 加算が算定されなくなる又は単位数が減る事実が発生した日から適用

3. 各種届出等様式について

届出等に係る様式は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」から
ダウンロードしてご利用ください。

※ 各様式の宛名は「湯沢市長」に変更してご利用ください。

«様式等掲載ページのURL»

◎美の国あきたネット 事業所指定関係（障害者総合支援法分）

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/36761>

4. 提出先・提出方法について

【提出先】

湯沢市福祉保健部福祉課 障がい福祉班

【提出方法】

押印の必要がない場合は、原則として電子メールでご提出ください。

(提出先メールアドレス：shogai-fukushi-gr@city.yuzawa.lg.jp)

<参考：押印が必要な書類>

- ・誓約書（代表者・管理者の変更に伴う指定内容変更届の際の必要書類）
- ・実務経験証明書